

## 令和6年度 大河原町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び大河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和60年条例第15号）第3条第1項の規定により、次のとおり大河原町一般廃棄物処理実施計画を定める。

令和6年4月1日

大河原町長 齋 清 志

1. 計画の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
2. 計画区域 大河原町全域
3. 計画収集人口 23,500人

### 4. 廃棄物の排出量（見込み）

#### (1) ごみ

(単位：t)

種 別	家庭系ごみ (委託)	事業系ごみ (自己搬入含)	計
もやせるごみ（粗大ごみ含）	4,450	2,580	7,030
もやせないごみ（粗大ごみ含）	177	88	265
資源ごみ	549	2	551
紙類	384	—	384
合 計	5,560	2,670	8,230

#### (2) し尿・浄化槽

(単位：kℓ)

種 別	収集量
し尿	887
浄化槽汚泥	825
計	1,712

## 5. 一般廃棄物の収集・運搬及び排出方法

指定ごみ袋に入れ、決められた集積所に収集日当日の午前8時30分まで排出する。

分別区分		収集日	収集区域	排出方法
もやせるごみ		毎週火・金曜日	町内 全域	指定ごみ袋に入るもの。
もやせないごみ		毎月第1木曜日		指定ごみ袋に入るもの。
資源 ごみ	容器包装プラスチック	毎週月曜日		プラマークがついているものまたは商品を包装しているプラスチック製もので、中身を使い切り、きれいに洗ってから排出。汚れているものは、もやせるごみで排出。
	その他のプラスチック	毎月第1水曜日		プラマーク以外のプラスチック製素材を排出。
	ペットボトル	毎月第2・4水曜日		中身を空にして、中を洗って排出。キャップとラベルは容器包装プラで排出。
	びん類	毎月第2・3・4木曜日		中身を空にして、中を洗って排出。金属製のキャップはもやせないごみで排出。プラスチック製のキャップは容器包装プラで排出。
	缶類	毎月第3水曜日		中身を空にして、中を洗って排出。
	紙類	毎週土曜日 (毎月最終土曜日は収集なし)		新聞紙、段ボール、雑誌・本は、ひもでしばって排出。加工紙、シール・シール台紙、写真、洗剤等の紙パックなど資源化できないものは、もやせるごみで排出。
布類		布類は、綿50%以上のもの。		
乾電池		毎月第1金曜日		透明な袋に入れて排出。

※資源ごみ（ペットボトル、缶類、びん類）は、町内5か所にあるリサイクルステーションに排出することもできる。

※令和4年4月1日から、充電式乾電池等（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）、コイン電池・ボタン電池・電子タバコ・電化製品類バッテリー、水銀含有製品（体温計や血圧計等の水銀を含むもの）の回収を行う。

集積所ではなく、直接役場の町民生活課環境衛生係窓口で回収をする。

### (1) 粗大ごみ

指定ごみ袋に入らないものは、直接処理施設に搬入するか、町の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。もやせる粗大ごみは仙南クリーンセンターへ、もやせない粗大ごみは仙南リサイクルセンターに搬入する。ただし、直接処理施設へ搬入する際は、施設を管理する仙南地域広域行政事務組合の定める方法による。

## (2) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理については、直接処理施設に搬入するか、町の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。

## (3) 一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業の許可

一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬業の許可について更新する業者は、許可期間内の実績を踏まえて許可をする。また、本町の一般廃棄物（ごみ）の排出見込量に対し、既存許可業者の収集運搬能力が十分に満たされている場合は、新規事業者には許可を与えないこととする。

なお、許可にあたっては、原則として廃棄物処理区域としての仙南2市7町に事業所を有する場合に限定する。

## 6. し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬及び清掃

### (1) し尿

し尿の収集・運搬及び処分（し尿汲み取り）は、排出者が町委託業者に直接依頼する。し尿汲み取り手数料は、排出者が町内のし尿汲取券売捌所からし尿汲取券を事前に購入し、し尿汲取券で委託業者に支払う。

### (2) 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の汲み取りは、町の一般廃棄物収集運搬許可（浄化槽汚泥）業者に直接申し込む。

### (3) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集・運搬業及び浄化槽清掃業の許可

一般廃棄物（浄化槽汚泥）の収集・運搬業の許可及び浄化槽清掃業の許可について更新する業者は、許可期間内の実績を踏まえ、また、本町の一般廃棄物（浄化槽汚泥）の排出見込量に対し、既存許可業者の収集運搬能力が十分に満たされている場合は、新規業者には許可を与えないこととする。

なお、許可にあたっては、原則として廃棄物処理区域としての仙南2市7町に事業所を有する場合に限定する。

## 7. 動物の死体

犬・猫等の死体を自ら処理することが出来ない場合は、直接角田衛生センター動物焼却施設へ搬入する。飼い主が不明で届け出があったものについては、町民生活課の指示による。

## 8. 適正処理困難物

危険物及び有害物質（消火器、プロパンガス用ガスボンベ等）、建築廃材（ブロック、外壁材等）、医療系廃棄物、その他（ピアノ、農機具類、50cc以上のバイク、産業用バッテリー等）は、適正に処理することが困難なため収集しない。

## 9. 家電リサイクル法対象機器

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく家電4品目（エアコン、テレ

び、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)については、小売業者又は町の一般廃棄物収集運搬許可業者、若しくは排出者自らが指定引取場所まで収集運搬し、製造者が再商品化する。

## 10. 家庭系パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく家庭系パソコン(デスクトップパソコン本体、CRTディスプレイ、キーボード、マウス、ノートブックパソコン)については、製造者又は一般社団法人パソコン3R推進協会、若しくは販売店等が回収し、再資源化する。

また、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)に基づく小型電子機器等(小型家電)については、役場が行うボックス回収及びイベント等で回収し、再資源化する。

## 11. 処分方法

### (1) もやせるごみ、資源ごみ(その他のプラスチック)

仙南クリーンセンターで焼却し、スラグ・ミックスメタルは再利用、飛灰は仙南最終処分場に埋め立て処分。

### (2) もやせないごみ

仙南リサイクルセンターで、鉄、アルミ等の金属類を資源回収後、残渣物を破碎し、仙南クリーンセンターで焼却し、飛灰は仙南最終処分場に埋め立て処分。

### (3) 資源ごみ(その他のプラスチック除く)

仙南リサイクルセンターで、容器包装プラスチック、ペットボトル、びん類(無色透明、茶色、その他)、缶類を資源回収後、資源化できない残渣物は破碎し、仙南クリーンセンターで焼却し、飛灰は仙南最終処分場に埋め立て処分。

### (4) 紙類

新聞、ダンボール、雑紙類は、町内業者にて中間処理する。

### (5) 使用済乾電池等

仙南クリーンセンターで保管後、民間処理施設で再資源化する。

### (6) 動物の死体

角田衛生センター動物焼却施設で焼却後、埋葬処分する。

### (7) し尿・浄化槽汚泥

柴田衛生センターで水分は浄化無害化され、固形物は仙南クリーンセンターで焼却後、仙南最終処分場で埋め立て処分する。また、処理水は一部を施設内の機械冷却水や洗浄水等の雑用水として利用し、残りはBOD 5 mg/l以下で白石川に放流する。

## 12. 処理施設の概要

### (1) 可燃ごみ処理施設

施設名	所在地	連絡先
仙南クリーンセンター	角田市毛萱字西ノ入 43-11	0224-65-3000

(2)資源ごみ、不燃ごみ処理施設

施設名	所在地	連絡先
仙南リサイクルセンター	蔵王町大字平沢字新並 124-104	0224-33-2225

(3)最終処分場

施設名	所在地	連絡先
仙南最終処分場	白石市鷹巣字黒岩下 7-1	

(4)し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名	所在地	連絡先
柴田衛生センター	柴田町大字成田字待江 151	0224-56-3734

(5)動物焼却処理施設

施設名	所在地	連絡先
角田衛生センター内	角田市枝野字北大坊 90	0224-63-2140